

「北九州こどもまんなかアクションプラス+」第3弾

保育料第2子以降無償化の対象施設拡大 幼稚園の2歳児保育（プレスクール） 無償化の請求手続きを開始します！

北九州市では、令和5年12月から市独自の取組みとして、保育所等の同時利用や子どもの年齢にかかわらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、保育の必要性のある第2子以降の保育料を無償化しています。

令和7年度からは、仕事と育児の両立に向けた働く親世代への支援として、市内幼稚園の2歳児保育（プレスクール）を利用する、保育の必要性のある第2子以降のお子さんの保育料も無償化の対象となります。

無償化の対象

- ①北九州市内幼稚園の2歳児保育（プレスクール）を利用する第2子以降であること
- ②お子さんと保護者が北九州市内に住んでいること
- ③保育を必要とすること

①～③すべての条件を満たす場合、2歳児（3歳に達する年度）の4月から満3歳の誕生日までの保育料が無償化の対象となります。（1歳児は対象外）

※満3歳以降は、国による無償化の対象となります。

対象施設

北九州市内の幼稚園、または幼稚園型認定こども園



無償化の上限額、対象となる経費

○月額上限：25,700円

○対象経費：上限額の範囲内であれば、通常の保育料のほか、預かり保育料、給食費やバス利用料等の実費も含まれます。

手続きについて

- 無償化を受けるためには、多子世帯利用給付の認定申請と、保育料の償還払いの請求が必要です。必要書類は、お子さんがプレスクールを利用している幼稚園で配布中です。（※令和7年度中に限り、年度内に認定申請があったものは、令和7年4月1日まで認定の期間を遡ります。）
- 一旦、保育料をご利用の幼稚園にお支払いいただいた後、3ヶ月ごとの請求により、無償化分を償還払いします。（4月分～6月分までの請求は、7月1日から受付開始）

※詳しくは、下記北九州市ホームページをご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/28800077_00001.html



【問合せ先】

子ども家庭局こども施設企画課 吉田（課長）、中嶋（係長）TEL：093-582-2412